



特別支援学校高等部家庭科における消費者教育の実施状況

新谷 洋介* 長谷川元洋** 上野 顯子**

*金沢星稜大学 **2 金城学院大学

<抄録>

特別支援学校における消費者教育の実施状況や課題、消費者教育教材に必要な支援内容を明らかにすることを目的に、全国の特別支援学校を対象に、「特別支援学校における消費者教育の実施状況に関する調査—高等部家庭科での実施状況から—」を行った。調査結果から、学習させたい支払い方法について、知的障害では、現金の支払いが多く、他の障害では、電子マネーやクレジットカードの支払いが多いことがわかった。また、ネットショッピングに関する消費者教育教材に重要と考える要素について、視聴覚教材、体験型教材、実物提示や、マルチメディア要素として、写真や音声、学習支援機能を選択する必要性が高いことがわかった。

キーワード：特別支援学校、家庭科、全国調査、金銭教育、キャッシュレス

1. はじめに

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要（文部科学省、2012）」において、障害者等が積極的に社会参加できる共生社会の形成に向け、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。自分が必要と思う物やサービスを消費するという活動は社会参加の一つであり、障害者等が積極的に社会生活を行っていくためには、学校で十分な消費者教育を行うことが重要である。

障害者の消費者トラブルは、「障がい者の消費行動と消費者トラブル事例集（消費者庁、2019）」において、課金に気づかずスマートゲームの課金が高額になったこと（知的障害者）や本人が電話のやり取りができなかつたことによる光回線の解約におけるトラブル（聴覚障害者）などの事例が報告され、障害毎の特性が示されている。

これらのトラブルを防ぐためには、障害者を対象とした教材開発や研究が重要である。消費者教育支援センターが2018年に表彰した教材資料の中に、特別支援学校や特別支援学級を対象とした消費者教育教材には、「こんなとき、あなたならどうします？～高齢者・障がい者の消費者トラブルを防ごう～」（神奈川県、2017）や「特別支援学校向け消費者教育教材」（鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター、2018）、「ちえとまなぶの ず

～っと役立つ『お金の話』」（東京都消費生活総合センター、2017）がある。また、特別支援学校における知的障害のある生徒と家計管理に関わる教育や支援の在り方についてその現状と課題を検討した研究（小野、2016）や、消費者教育教材（住生活教材）を、社会復帰を目指す精神障害者における生活設計に対応する教材として活用することを試みた研究（岸本ほか、2017）が行われている。

このように障害者を対象とした教材開発や研究は行われているが、さらに発展させていくためには、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、学習障害等と様々な障害の種別によって必要な学習支援を明確にしたり、特別支援学校における消費者教育の実施状況や課題を明らかにしたりする必要がある。特別支援学校を対象とした、消費者教育に関する調査は、知的障害を対象としたものとして、全国の特別支援学校における金銭管理教育と社会資源の活用について（小野・川崎、2017）はあるが、各障害種を網羅した全国調査は見当たらなかった。また、「キャッシュレス・ビジョン」（経済産業省、2018）では、世界各国のキャッシュレス決済比率を例に挙げ、キャッシュレス化が進展している国では40%～60%であり、日本は18.4%にとどまっていることを指摘している。これを受けて、国内のキャッシュレス決済比率を高めることを目指しており、消費者に対して、キャッシュレスに対応した支払い能力が求められている。そこで、本研

受理日：2020年6月3日

Yosuke ARAYA, Kanazawa Seiryo University, 10-1 Ushi, Goshomachi, Kanazawa-shi, Ishikawa, 920-8620, Japan
Motohiro HASEGAWA, Kinjo Gakuin University, 2-1723 Omori, Moriyama-ku, Nagoya, Aichi, 463-8521, Japan
Akiko UENO, Kinjo Gakuin University, 2-1723 Omori, Moriyama-ku, Nagoya, Aichi, 463-8521, Japan

究では、以下に示す目的で、全国の特別支援学校を対象に調査を実施することにした。

2. 研究目的

本研究の目的は以下とする。

- ・特別支援学校における消費者教育（金銭教育）の実施状況や課題の実態を明らかにする。
- ・特別な支援を必要とする生徒のための消費者教育教材に必要な学習支援内容を明らかにする。

3. 方法

(1) 調査時期

平成29（2017）年12月～平成30（2018）年1月

(2) 本調査の対象

特別支援学校（2017年版）のリストに掲載されている1,201校のうち、「①公立学校であること、②単一の障害種別であること、③高等部を設置していること」の3つの条件をすべて満たす795校の高等部家庭科担当者（いない場合は、教頭もしくは副校長）を対象とした。

この3つの条件を設定した理由は「一般的な特別支援学校における実態や課題を把握するため」、「障害種別による学習ニーズを把握するため」、「高等部では、社会人として自立した生活を送れるようになることを目指した支援が行われているため」である。また、家庭科担当者を設定した理由は、消費者教育の内容は、学習指導要領において、家庭科の消費生活・環境等に位置付けられているためである。

(3) 調査方法

調査対象の特別支援学校校長宛に文書で依頼した。文書に記載したWebサイトから調査票電子ファイルをダウンロードしていただき、回答者が調査票電子ファイルに記入した後、電子メールに添付して返送していただいた。

(4) 調査内容

調査内容は、大野田・天野・柿野（2015）、長濱・田中・田村（2015）、上野・長谷川・新谷（2014）の調査を参考に設定し、「I 基本情報」、「II 家庭科に関する基本情報」、「III 『家庭科』における、消費者教育」、「IV 消費者教育について」、「V 消費者教育教材について」とした。「I 基本情報」については、特別支援学校は小

中高等学校から赴任することや、専門としている教科以外の授業を持つことがあることから、教職経験年数に加えて、特別支援学校経験年数と「家庭科」担当経験年数を聞いた。

(5) 倫理的配慮

本調査は、調査時点所属の倫理審査委員会の許可を受けて実施した。

4. 調査結果

(1) 回答数

回答数は、795件中、268件（有効回答率 33.7%）であった。

(2) 分析対象数

分析対象数は、回答数268件の内、障害種それぞれの支援内容等を明確にするため、家庭科の内容に関する質問に対して、準ずる教育課程（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱）、もしくは、「家庭科」を開設している（知的障害）と回答したものとした。この条件で絞り込んだ結果、分析対象数は199件となった。

(3) 基本情報

① 学校の障害種別

回答者が勤務する学校の障害種別は表1の通りであった。なお、複数の障害種別を選択した学校が14件あった。以後の障害種毎の集計は単一の障害種の結果を報告する。

② 教職経験年数

回答者の教職経験年数は、「15年以上」が62.8%を占めた（図1）。なお、教職経験年数とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を含めた教職経験年数である。

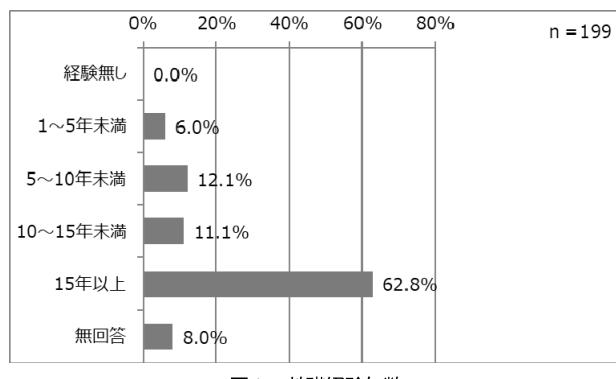


図1 教職経験年数

表1 回答者が勤務する学校の障害種別（件）

視覚障害	聴覚障害(聴)	肢体不自由(肢)	病弱(病)	知的障害(知)	聴・肢・知	肢・病	肢・病・知	肢・知	病・知	総計
21	28	29	11	96	1	2	2	8	1	199
10.6%	14.1%	14.6%	5.5%	48.2%	0.5%	1.0%	1.0%	4.0%	0.5%	100%

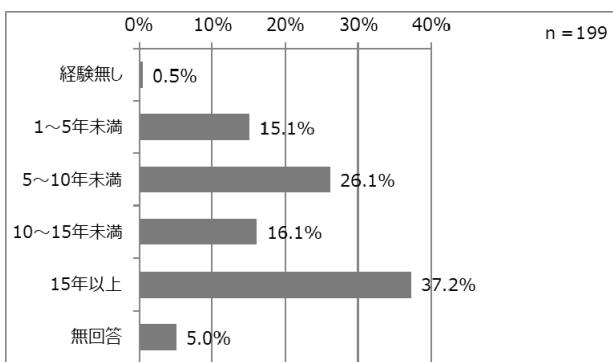


図2 特別支援学校経験年数

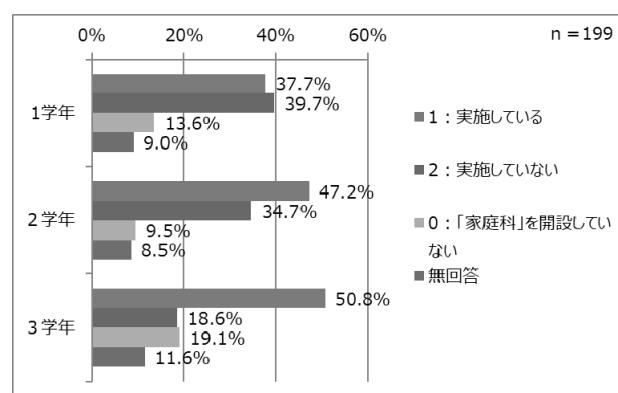


図5 消費者教育を実施している学年

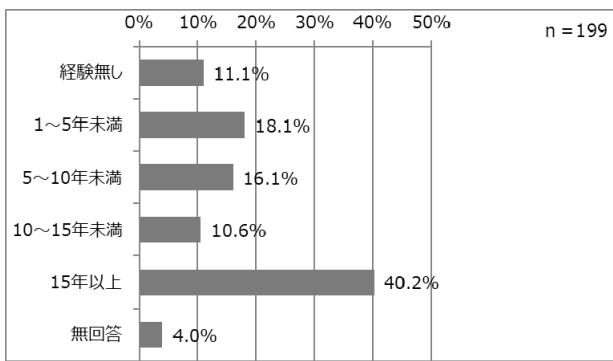


図3 「家庭科」担当経験年数（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱）

③ 特別支援学校経験年数

回答者の特別支援学校経験年数は、「15年以上」(37.2%), 「5~10年未満」(26.1%) であり、「経験無し」が0.5%と、9割以上の回答者が特別支援学校を経験していた(図2)。

④ 「家庭科」担当経験年数（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱）

特別支援学校（知的障害）教員を除く、回答者の「家庭科」担当経験年数は、「15年以上」が40.2%であり、「経験無し」が11.1%であった(図3)。

⑤ 「家庭科」担当経験年数（知的障害）

特別支援学校（知的障害）教員の、「家庭科」担当経験年数は、「1~5年未満」28.1%, 「5~10年未満」21.6% であり、「経験無し」が29.1%であった(図5)。

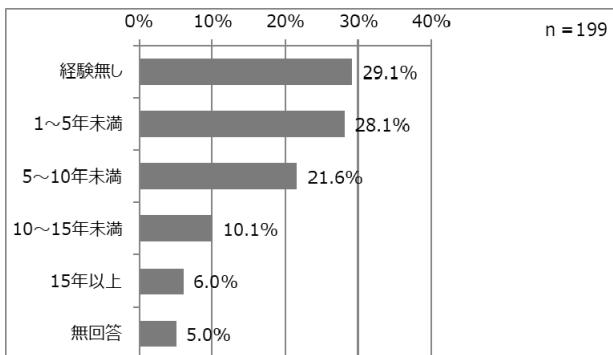


図4 「家庭科」担当経験年数（知的障害）

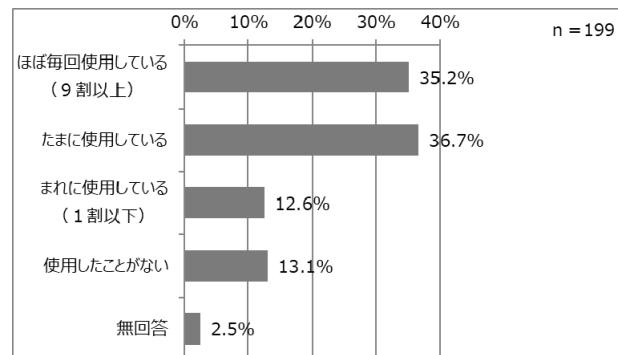


図6 教科書以外の教材を使用しているか

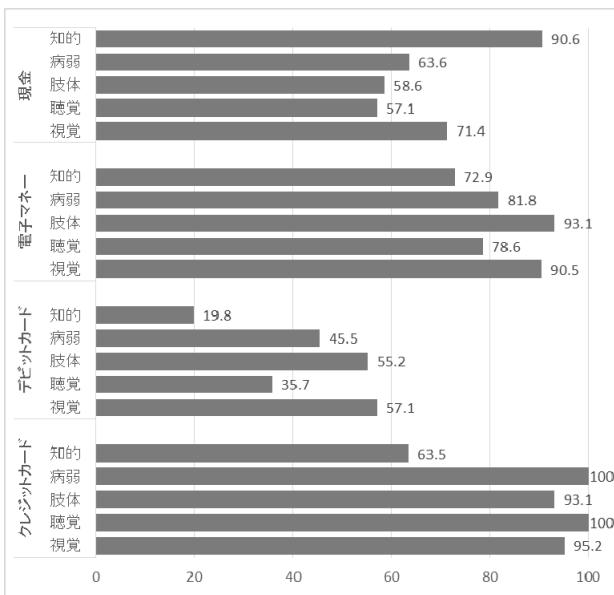


図7 生徒に学習させたい支払い方法 (%)

(5) 家庭科における消費者教育

① 生徒に学習させたい支払い方法

生徒に学習させたい支払い方法は、全体を見ると、「現金」、「電子マネー」、「クレジットカード」が76.4%～78.4%であり、「デビットカード」が33.2%であった。「その他」には、プリペイドカード、リボルビング払い、ローンなどの記述があった。

障害種別に見ると、「現金」は、視覚障害71.4%，聴覚障害57.1%，肢体不自由58.6%，病弱63.6%，知的障害90.6%と、知的障害が9割を超えていた。

「電子マネー」は、視覚障害90.5%，聴覚障害78.6%，肢体不自由93.1%，病弱81.8%，知的障害72.9%と、いずれの障害も7割以上の割合であった。

「デビットカード」は、視覚障害57.1%，聴覚障害35.7%，肢体不自由55.2%，病弱45.5%，知的障害19.8%と、知的障害が2割程度で、他の障害も半数程度であった。

「クレジットカード」は、視覚障害95.2%，聴覚障害100%，肢体不自由93.1%，病弱100%，知的障害63.5%

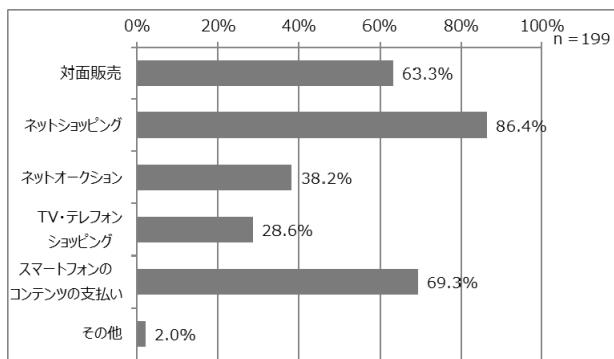


図8 生徒に学習させたい消費形態

と、知的障害以外が9割を超えた（図7）。

② 生徒に学習させたい消費形態

生徒に学習させたい消費形態は、「ネットショッピング」86.4%，「スマートフォンのコンテンツの支払い」69.3%，「対面販売」63.3%であった（図8）。

(6) 消費者教育教材

① 学習効果が高いと考えられる教材形態

学習効果が高いと考えられる教材形態について、「学習効果が高い」、「どちらかといえば学習効果が高い」を合計した割合を見ると、9割以上であったのは、「実物提示」98.0%，「体験型教材」97.5%，「視聴覚教材」96.5%，「Web教材」91.9%であった（図9）。

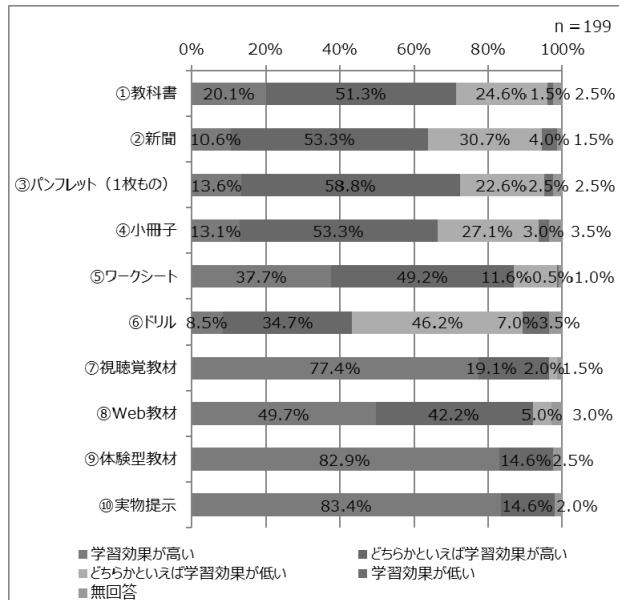


図9 学習効果が高いと考えられる教材形態

② マルチメディア要素

消費者教材のマルチメディア要素は、「学習効果が高い」、「どちらかといえば学習効果が高い」を合計した割合を見ると、「写真」94.5%，「イラスト」90.9%と視覚情報の割合が高かった。また、「学習支援機能の選択」も84.4%であった（図10）。

表2より、障害種別に見ると、「写真」、「イラスト」などの視覚情報は、視覚障害の割合が約6割であるが、他の障害の割合は約9割であること、「効果音」、「BGM」などの音情報において、「効果音」は、聴覚障害の割合は約3割であるが、他の障害の割合は4割以上であること、「BGM」は、聴覚障害が約2割、他の障害が3割以上であることなど、障害種別の特徴が見られた。

聴覚障害以外の音情報について、「効果音」、「BGM」は割合が4割～6割である一方、「音声」は6割以上の回答が得られた。

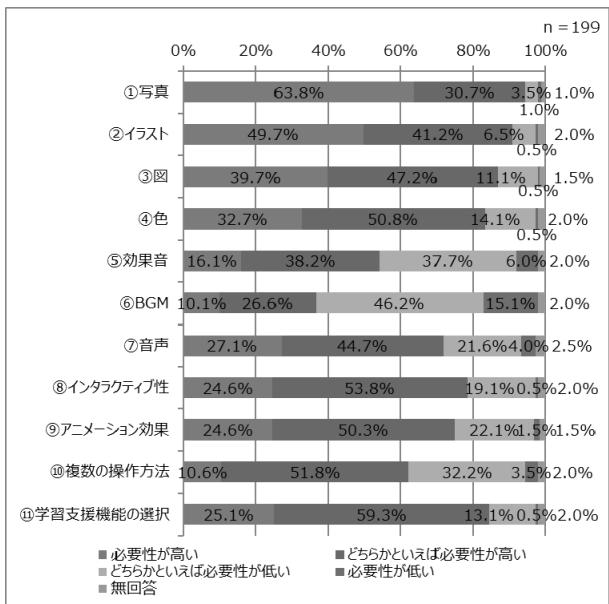


図10 マルチメディア要素の必要性

視覚障害以外の視覚情報について、「写真」の割合が9割以上の回答が見られた。

「図」、「学習支援機能の選択」については、どの障害も7割以上であった。

4. 考察

教師が生徒に学習させたい支払い方法は、現金、電子マネー、クレジットカード共に多かったことは、自立した消費生活を行っていくためには、現代社会で利用されている支払い方法について理解しておくことが必要であると考えられていると推察できる。知的障害は、現金90.6%、クレジットカード63.5%であるのに対し、他の障害は、クレジットカードの方が多く逆の結果となっていた。これは、知的障害がある者にとって具体的に金銭計算をしやすい現金を利用した方が便利であることやクレジットカードの管理が難しいと考えられていること。抽象的

な金銭を理解できる者にとってはクレジットカード等の方が便利であることや社会生活に向けての学習の必要性が考えられていること。また、近年、キャッシングレス決済が普及していることが背景にあると考えられる。

生徒に学習させたい消費形態は、ネットショッピング86.4%、スマートフォンのコンテンツの支払い69.3%，対面販売63.3%と、対面販売と共に、ネットショッピングに関する消費形態が多かった。これも、近年のネットショッピングの普及が背景にあると考えられる。

教科書以外の教材を使用している学校は、84.5%であった。これは、大野田・天野・柿野（2015）による調査で報告されている「高等学校60.7%」を上回る割合であった。これは、生徒の障害に合わせて、教科書に加えて必要な教材を使用して授業が行われているという実態を示すものであると言える。

学習効果が高いと考えられる教材形態は、教科書が71.4%である一方、視聴覚教材、体験型教材、実物提示が95%以上を占めた。ワークシートについては、高等学校75.6%（長濱・田中・田村2015）に比べ、特別支援学校が86.9%と多かった。生徒の障害にあわせて工夫したワークシートを作成し、工夫した教育が行われていることが推察される。

授業における位置づけは、授業全体、一部分で使用できる教材が共に多く、解説内容の量が少ない教材を学習効果が高いと回答したものが多かった。これは、ポイントを絞って指導することが容易な教材が効果的であると授業者に捉えられていると言える。

マルチメディア要素としては、どの障害種も共通して、「図」、「学習支援機能の選択」の必要性が高いと回答したことがわかった。また、視覚情報、音情報について、「写真」、「音声」といった、具体的なものを示す要素の回答が多かった。これは、学習効果が高いと考えられる教材形態において、「実物提示」、「体験型教材」と具体的な教材の学習効果が高いと回答されたことと共通したこ

表2 マルチメディア要素の必要性が高い・どちらかといえば必要性が高いと回答した障害別の割合 (%)

	写 真	イ ラ ス ト	図	色	効 果 音	BGM	音 声	イ ン タ ラ ク テ ィ ブ 性	ア ニ メ ー シ ョ ン 効 果	複 数 の 操 作 方 法	学 習 支 援 機 能 の 選 択
視覚	66.7	66.7	71.4	66.7	66.7	47.6	90.5	76.2	38.1	57.1	95.2
聴覚	100	96.4	89.3	89.3	28.6	17.9	42.9	67.9	78.6	64.3	78.6
肢体	96.6	86.2	86.2	89.7	44.8	31.0	79.3	96.6	79.3	86.2	96.6
病弱	100	90.9	90.9	72.7	63.6	36.4	63.6	81.8	81.8	63.6	90.9
知的	97.9	95.8	88.5	84.4	59.4	38.5	74.0	75.0	81.3	54.2	78.1

と言える。

5. おわりに

クレジットカードの学習の必要性を、特別支援学校（知的障害）では低く回答した一方、特別支援学校（知的障害）以外では高く回答したことから、卒業後にどのような方法で支払うのかを考慮した上で学習する内容を設定する必要があると考える。また、キャッシュレス・消費者還元事業等の、政府のキャッシュレス決済推進事業等の実施にともない、キャッシュレス決済がますます普及することが予想されることから、知的障害の生徒もキャッシュレス決済を利用するケースが多くなる可能性を踏まえた学習内容の設定も必要であると考える。その際、お釣りの計算は不要である一方、使える金額の上限を決めておく等の使いすぎないための工夫など、メリットとデメリットのバランスを障害の程度に合わせて考慮した学習内容を設定する必要があると思われる。

また、消費者教育教材に関する回答から考えられた、特別支援学校における、ネットショッピングに関する消費者教育教材に重要と考える要素を次に示す。

- ・実物や体験型等、具体性のある教材を使用すること
- ・児童生徒の実態によって必要とする学習支援方法は異なることに留意すること
- ・学習支援機能を選択できるような柔軟性のある教材であること
- ・授業の一部分でも利用できるような、ポイントを絞った短時間で利用できる教材であること

本調査において得られた、知見をもとに、特別支援学校において活用できる消費者教育教材を開発していくたい。

【謝辞】

本調査に対してご協力をいただきました、全国の特別支援学校の先生方に心よりお礼申し上げます。

なお、本研究はJSPS科研費 JP17K00779の助成を受けたものです。

【付記】

本稿は、「特別支援学校高等部家庭科における消費者教育の実施状況—ネットショッピングに関する消費者教育教材に重要と考える要素について—（新谷・長谷川・上野、2018）」において発表した内容を再分析しまとめたものである。

【参考文献】

- ・新谷洋介・長谷川元洋・上野顕子（2018）、特別支援学校高等部家庭科における消費者教育の実施状況—ネットショッピングに関する消費者教育教材に重要と考える要素について、日本消費者教育学会第38回全国大会要旨集、105
- ・神奈川県（2017）、こんなとき、あなたならどうします？～高齢者・障がい者の消費者トラブルを防ごう～、<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f535323/p1182459.html>（閲覧日 2020/04/28）
- ・岸本（重信）妙子・坂野純子・大本久美子・吉井美奈子（2017）、障害者自立支援に向けたライフプランニングによる住生活教材の活用、消費者教育第37冊、167-176
- ・文部科学省（2012）、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告概要）、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm（閲覧日 2020/04/28）
- ・長濱太造・田中由美子・田村久美（2015）、高等学校用インターネットトラブル対策の消費者教育教材開発、消費者教育第35冊、147-155
- ・小野由美子・川崎孝明（2017）、全国の特別支援学校における金銭管理教育と社会資源の活用について、日本消費者教育学会第37回全国大会（岡山県）
- ・小野由美子（2016）、特別支援学校における家計管理に関する教育支援の現状と課題、消費者教育第36冊、129-146
- ・大野田良子・天野晴子・柿野成美（2015）、小学校における消費者教育推進の現状と課題—A市の教員調査の分析を通してー、消費者教育第35冊、97-106
- ・鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター（2018）、特別支援学校向け消費者教育教材」、<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1116943.htm>（閲覧日 2019/01/08）
- ・消費者庁（2019）、障がい者の消費行動と消費者トラブル事例集、https://www.caa.go.jp/future/project/project_009/pdf/project_009_190617_0002.pdf（閲覧日 2020/06/01）
- ・東京都消費生活総合センター（2017）、ちえとまなぶの ず～つと役立つ「お金の話」、<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/kyouzai/main/043.html>（閲覧日 2020/04/28）
- ・上野顕子・長谷川元洋・新谷洋介（2014）、ネットショッピングに関する中学校技術・家庭科家庭分野及び高等学校家庭科教科書の内容分析、消費者教育第34冊、185-194
- ・経済産業省（2019）、キャッシュレス・ビジョン、<https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-1.pdf>（閲覧日 2020/04/28）